

## (別表 1－1) (1 割負担額)

※ II 型 (2 ユニット) 基本料金表 (日額)

2026 年 7 月 1 日

| 要介護度  | 要介護 1   | 要介護 2   | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| サービス費 | 7,530 円 | 7,880 円 | 8,120 円 | 8,280 円 | 8,450 円 |
| 自己負担額 | 753 円   | 788 円   | 812 円   | 828 円   | 845 円   |

### ※ 初期加算

入居後 30 日間に限って、上記のサービス費に 1 日につき 30 円が加算されます。

### ※ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症の方については、上記サービス費に 1 日につき 120 円が加算されます。

### ※ 退居時相談援助加算

当事業所を退居され在宅復帰（医療機関及び介護保険施設等を除く）される入居者に対し、以下の様な援助を行った場合は、1 回を限度として 400 円が加算されます。

- ア 食事、入浴、健康管理等の生活に関する相談援助
- イ 運動機能及び日常生活動作能力の維持や向上を目的とした各種訓練等に関する相談援助
- ウ 家屋の改善に関する相談援助
- エ 介助方法に関する相談援助

### ※ 退居時情報提供加算

医療機関へ退居する入居者について、退居後の医療機関に対し入居者等の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合、1 人につき 1 回に限り 250 円が加算されます。

### ※ 生活機能向上連携加算 II

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が訪問し、計画作成担当者と身体状況の評価を共同して行い介護計画を作成した場合、3 月を限度として 1 月につき 200 円が加算されます。

### ※ 口腔・栄養スクリーニング加算

介護サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングについて確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していることで 6 月に 1 回を限度に 20 円が加算されます。

### ※ 入居者の入退院支援の取組

入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入れ体制を整えている場合には、1 月に 6 日を限度として 1 日につき 246 円が加算されます。

【当事業所では、サービスを提供するに当たり、以下の体制を整備しておりますので、上記サービス費以外にそれぞれの金額が加算されます。】

#### (1) 医療連携体制加算 (I-ハ)

「認知症高齢者グループホームの入居者が重度化した場合における対応に関する指針」別紙 (別表 1-2) を定めた上で、医療機関または訪問看護ステーションとの契約により健康管理及び医療連携体制を強化しておりますので、要介護 1～5 の方については、1 日につき 37 円が加算されます。

#### (2) 医療連携体制加算 (II)

医療連携体制加算 (I) を算定しかつ医療的ケアが必要な入居者の受け入れを行っている場合、1 日につき 5 円が加算されます。

### (3) 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的  
に開催し、入居者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制及び  
事業所から診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保している場合、1月につき100  
円が加算されます。

### (4) 看取り介護加算

別紙（別表－2）第4の看取りに関する事項に基づき、当事業所で看取り介護を実施した場合は、  
死亡日以前31日以上45日以下は1日につき72円、4日以上30日以下は1日につき144円、  
死亡日以前2日又は3日は1日につき680円、死亡日については1,280円が加算されます。

看取り介護実施途中に退居された場合は、退居日から起算して45日以内に死亡された場合に限り、  
退居日までの期間が加算の対象となります。尚、死亡日が退居日の翌月であった場合には、請求が月  
遅れとなる場合があります。

### (5) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

当事業所は、認知症専門ケア加算の算定要件を充たした上で、サービス提供を行っておりますので、  
認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に限り、1日につき3円が加算されます。

### (6) 科学的介護推進体制加算

入居者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係  
る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に  
当たって、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していることで1  
月につき40円が加算されます。

### (7) 栄養管理体制加算

管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を月1回以上行っている場  
合、1月につき30円が加算されます。

### (8) サービス提供体制強化加算

| 算定項目 | サービス提供体制強化加算の算定要件 |                                                                                               | 自己負担額／日額 |
|------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|      | I                 | 介護福祉士を全体の70%以上配置している。<br>勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置している。<br>※上記のいずれかに該当。                           | 22円      |
| ○    | II                | 介護福祉士を全体の60%以上配置している。                                                                         | 18円      |
|      | III               | 介護福祉士を全体の50%以上配置している。<br>常勤職員を全体の75%以上配置している。<br>勤続年数が7年以上ある者を全体の30%以上配置している。<br>※上記のいずれかに該当。 | 6円       |

### (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）

介護職員の賃金の改善等および職場環境の整備（生産性向上等）を実施していることから、基本料  
金を始め、上記各種加算の合計月額額の22.8%が加算されます。

### (10) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

介護記録ソフト等の活用により、情報の共有や分析を行い、ケアの質の向上と職員の業務負担軽減  
を図る体制を整えています。また、これらの方策を検討する専門の委員会を設置し、利用者の安全確  
保やサービスの質について定期的な検討および実施状況の確認を行っていることで、1月につき10  
円が加算されます。